

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説
(令和6年5月改定)

1. 本解説の位置づけ

今後、発生が危惧される大規模災害発生時において被災地域のより迅速な復旧・復興に資するため、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」(以下「本査定方針」という。)を平成29年2月1日に策定しました。

本解説は、本査定方針の所管(都市局、水管理・国土保全局、港湾局)が広く、復旧対象施設も多種多様であることから、より理解を深め、実務に即した運用ができるよう逐条に解説するものです。

2. 本査定方針の制度概要

大規模災害発生時においては、これまでも災害査定効率化、簡素化を行い、甚大な被害を受けた地方公共団体が迅速に災害復旧に着手できるよう支援してきました。しかしながら、個別の災害ごとに被災の状況に応じ効率化等の内容を検討していたため、決定までに1ヶ月程度要しており、紀伊半島大水害、東日本大震災、熊本地震において被災した地域からは、より迅速な効率化などを求める要望をいただいていた。

このような状況を踏まえ、政府の激甚災害指定の見込みが立った時点で事前にルール化した災害査定効率化の内容を速やかに適用する新たな査定方針を策定し、平成29年発生災害から運用開始いたしました。

また、今後は、一層の「被災地域の早期復旧」に向けて、従来の査定よりも更に早い段階で被災確認を行う査定により、手戻りのないシームレスな詳細設計の実施を可能とする『早期確認型査定』を令和6年発生災害から選択できるようにし、災害復旧全体の迅速化を目指します。

具体的な内容としては、

1) 「机上査定上限額の引き上げ」・・・第五

災害復旧の事業費は被災状況や復旧工法を現場で確認して決めるのが原則であるが、現場に行かずに会議室内で書類のみで決定できる机上査定について現行では申請額1,000万円未満のものについて実施できることとなっている。この金額を引き上げ、実地査定件数を減らして効率化を図る。

2) 「採択保留金額の引き上げ」・・・第六

一箇所の決定見込金額が4億円(採択保留金額)以上となる場合、現地査定では採択を保留し、後日、国土交通省と財務省の協議(以下、「本省間協議」という)によって災害復旧事業としての採否、金額が決定される。この採択保留金額を引き上げ、現地査定で採択できる箇所を増やすことにより、規模が大きく、工期を要する工事の着手までの行程の短縮化を図る。

3) 「設計書に添付する図面等の効率化」・・・第七

災害査定時に用いる設計図書の作成において添付する図面等は、現行は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」(以下「要綱」という)第十八第二項に規定する詳細な図面等としている。これらの詳細な図面等に代えて航空写真や代表的な断面の活用を可能とし災害査定準備期間の縮減および作業量(測量、図面作成等)の軽減を図る。

4) 「一箇所工事の取扱い」・・・第八

被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図る。

5) 「早期確認型査定」・・・第十一

早期確認型査定は、大規模災害時に特に技術者の不足や災害対応経験の不足などが懸念される市町村に対し、災害査定や工事着手に要する業務や期間等の短縮を図る、新たな査定方式である。

申請時（前査定）の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る。

などの効率化の内容を事前にルール化し、適用するものです。

これらの効率化を迅速に実施することによって、災害発生から災害査定が終了するまでの期間の短縮、被災施設の早期復旧を促進し、ひいては被災地域の復興をより加速させるものです。

3. 逐条解説

第一. 目的

(目的)

第一 大規模災害時における災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「法」という。）、法施行令（昭和二十六年政令第七号）、法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号）、法事務取扱要綱（昭和三十一年建設省発河第百十四号）、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年建河発第三百五十一号）、公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針（昭和五十九年建設省都街発第三十五号）及び港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和四十年港災第七百八十三号）（以下「査定方針等」という。）に定めるもののほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

1) 災害復旧事業の査定については、以下の法、政令、規則等の体系で行われます。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令
- ③ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則
- ④ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱
- ⑤ 公共土木施設災害復旧事業査定方針・・・河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道

⑥ 公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針

⑦ 港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領

本査定方針は、「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」の実施にあたり、必要な事項を定めたものであり、上記①～⑦と一体的に運用されます。

2) 「この査定方針の定めるところにより行うものとする。」とは、以下の流れで、本査定方針の適用の可否を判断し、効率化の具体的な内容を実施します。

① 本査定方針の適用の可否の判断は以下の三項目を確認します。

- ・(対象とする大規模災害) 第二 に該当し
- ・(対象施設) 第三 に該当し
- ・(対象区域) 第四 に該当する場合に本査定方針を適用します。

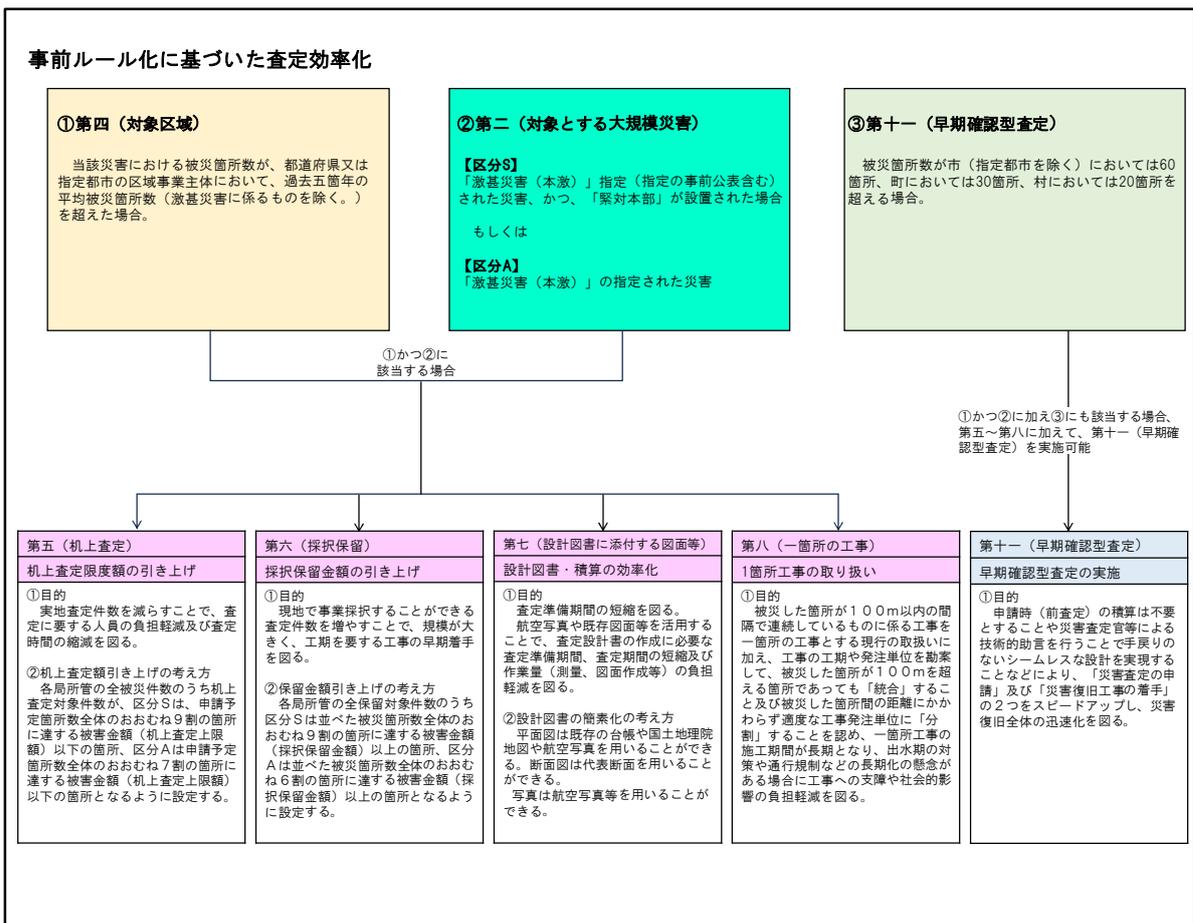
② 本査定方針の適用となる場合、(対象とする大規模災害) 第二 による区分ごとに以下の二項目の効率化を実施します。

- ・(机上査定) 第五 により効率化を実施します。
- ・(採択保留) 第六 により効率化を実施します。

さらに上記の効率化に加え、対象とする大規模災害の区分にかかわらず、以下の二項目の効率化を実施します。

- ・（設計図書に添付する図面等）第七 により効率化を実施します。
 - ・（一箇所の工事）第八 により効率化を実施します。
- ③ 必要に応じて、以下の二項目を実施する場合があります。
- ・（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）第九 が行われる場合があります。
- また、復興計画等の対象となった区域がある場合は
- ・（協議設計）第十 に基づき本省間協議を行い復旧工法を確定する場合があります。
- ④ 早期確認型査定は上記①の三項目に該当し、さらに（早期確認型査定）第十一 （一）、（二）に該当する場合に適用を可能とします。
- ⑤ 本査定方針での査定完了後、申請者または国土交通省は以下の項目の調査、検証を行うとともに本省間協議を実施します。
- ・（事業費の検証）第十二 （一）、（二）については本査定方針の適用対象区域の申請者が実施します。（三）については国土交通省が調査を行い財務局が立会します。
 - ・（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）第十三 国土交通省が行い本省間協議を実施します。

3) 本査定方針による事前ルール化に基づいた査定効率化の流れは以下のフローのとおりです（「第〇」の数字は本査定方針の条文番号と対応しています）。



なお、本査定方針による災害査定の効率化以外の通常の効率化については、申請者からの効率化の要望のほか、以下に該当する場合は、個別に財務省と協議を行い、効率化の措置を検討することができます。

- ・「第二. 対象とする大規模災害」に該当しないが、「第四. 対象区域」に掲げる被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く）を越えた場合
- ・対象区域に該当しない場合においても、やむを得ない事由等が認められる場合

なお、個別協議（やむを得ない事由等によるもの）に応じる際の基準は以下の3点に該当するものとします（「大規模災害時における査定効率化の個別協議基準について（令和2年8月21日付け事務連絡）」）。

- ① 申請者から効率化の要望があること。
- ② 早期の災害復旧に重大な支障をきたすようなやむを得ない事由等が認められること。

※過去の事例

- ・ 離島や交通分断などにより移動に時間を要する場合
 - ・ 過年度（過去3箇年）に激甚災害が発生した場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況
- ③ 災害毎の発災件数が
 - ・ 概ね100件を超える
 - ・ 過去5箇年の平均被災箇所数（激甚災害を除く）の概ね5割を超える
 - ・ 上記過去5箇年のうち、突出する最大2箇年（5箇年平均を超えるものに限り）を除く平均件数を概ね超える
- のいずれかに該当するなど、十分に甚大な件数と考えられること。

第二. 対象とする大規模災害

(対象とする大規模災害)

第二 この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

- (一) 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条の規定に基づき、激甚^{じん}災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）一の基準による激甚災害^(*1)及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表^(*2)が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二に基づく緊急災害対策本部^(*3)が設置されたもの（以下「区分S」という。）とする。
- (二) 激甚災害のうち、区分S以外のもの（以下「区分A」という。）とする。

(*1) 激甚災害指定基準一の基準による激甚災害(本激)は次のA又はBのいずれかに該当する災害です。

- ・ A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.5%
- ・ B 「公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.2%」・・・①

かつ

- (1) 「一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入×25%」の
都道府県が一以上

又は

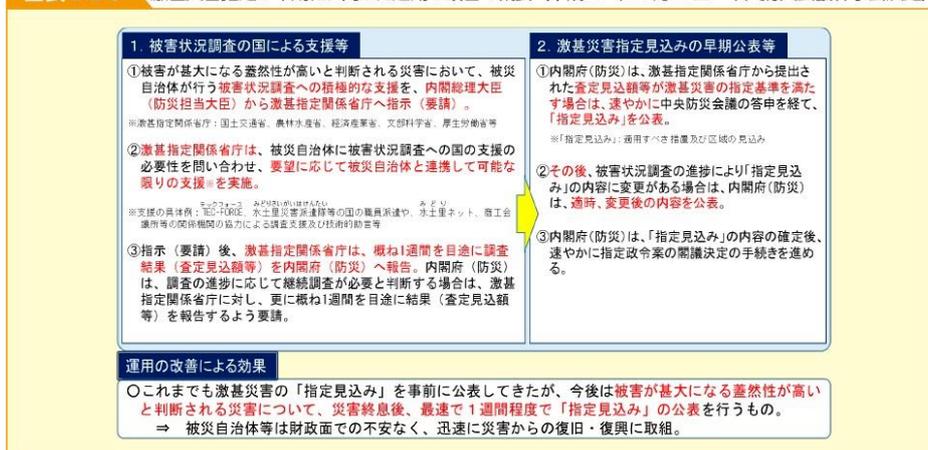
- (2) 「都道府県内市町村の査定見込総額 > 都道府県内市町村の標準税収入×5%」の
都道府県が一以上

すなわち、「①かつ(1)」または「①かつ(2)」。

(*2) 指定の事前公表：

激甚災害（本激）指定に先立って、近日中に指定される見込みであることを防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定以前に会見等で公表します（激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。」とされている（下図、出典先：平成30年版 防災白書）。

図表 2-2-3 激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）



出典：内閣府資料

(*3) 緊急災害対策本部：

災害対策基本法に位置づけられた非常災害が発生した場合に、同法第28条2に基づき災害応急対策を推進するため、閣議にかけ内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として設置される対策本部です。

1) 本査定方針の対象とする大規模災害は激甚災害（本激 [激甚災害指定基準一の基準]）に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表含む）された災害であり、区分S、区分Aの二種類に区分し、各区分に対応した災害査定効率化を実施することができます。

区分S、区分Aの考え方については以下のとおり。

① 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害

※区分Sに相当する過去の災害：

・平成23年東日本大震災

② 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

※区分Aに相当する過去の災害：

・平成7年阪神淡路大震災

・平成16年新潟県中越地震

・平成28年熊本地震

・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等

・平成30年梅雨前線豪雨等

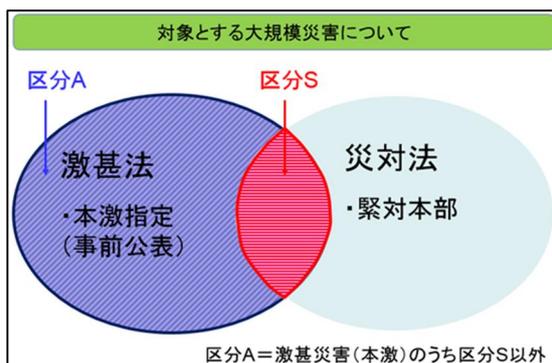
・平成30年北海道胆振東部地震

・令和元年東日本台風

・令和2年梅雨前線豪雨等

・令和6年能登半島地震 等

対象とする大規模災害のイメージは下図のとおりです。



・激甚法：

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

・本激指定：

激甚災害指定基準一の基準による激甚災害

・災対法：

災害対策基本法

なお、激甚災害指定基準一の基準に該当せず局地激甚災害指定基準に該当し、局地激甚災害の指定を受けた災害は対象とはなりません。

本査定方針による災害査定の効率化と個別に措置を検討する災害査定の特徴を下表に示します。

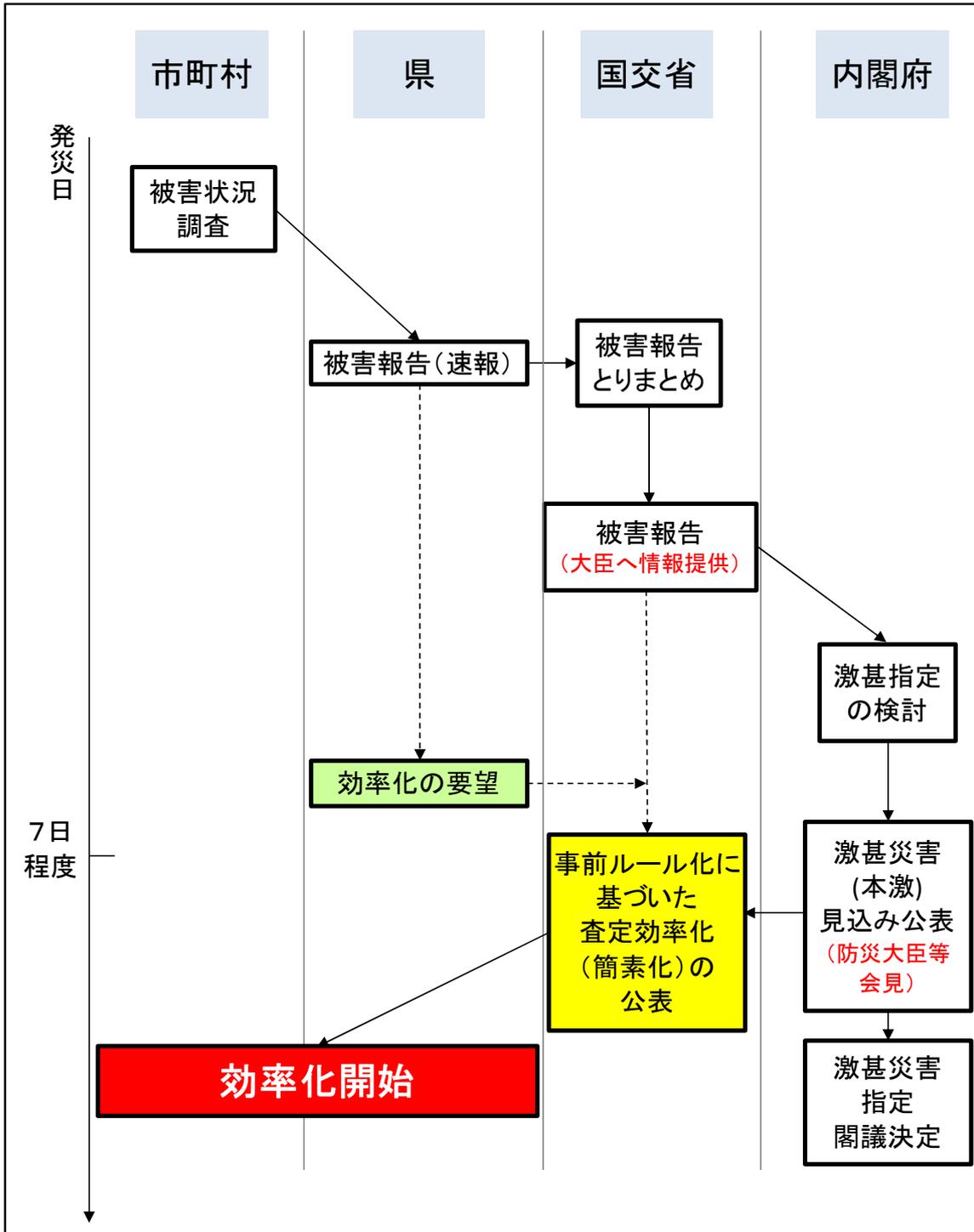
	適用時期	区分	災害規模	緊対本部	激甚指定	区分S、Aに相当する過去の災害の例
災害査定方針による効率化	タイミン グで適 用開 始 要 望 後 本 激 指 定 の	区分S	大 ↑	設置	本 激 指 定	・平成23年東日本大震災
		区分A		—		<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年阪神淡路大震災 ・平成16年新潟中越地震 ・平成28年熊本地震 ・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等 ・平成30年梅雨前線豪雨等 ・平成30年北海道胆振東部地震 ・令和元年東日本台風 ・令和2年梅雨前線豪雨等 ・令和6年能登半島地震 等
個別に財務省と協議し 効率化（通常の効率化）	約1ヶ 月 か ら 適 用 ま で 要 望	—	小	—	局 激	

2) 災害の中には梅雨災害のように降雨等の期間が長くなり、場合によっては激甚災害（本激）指定前に災害査定の準備及び災害査定が始まる場合も考えられます。このような場合、国土交通省において個別に財務省と協議して災害査定の効率化の措置を検討します（通常の災害査定効率化）。

3) 区分S、区分Aに該当し、かつ「第四. 対象区域」に該当する場合は申請者からの効率化の要望をもって本査定方針による効率化を行うことができます。

発災から効率化開始までの流れを次項に示します。

また、対象区域に該当しない場合においても、やむを得ない事由等が認められる場合は、個別に財務省と協議して災害査定効率化の措置を検討することができるものとします。



第三. 対象施設

(対象施設)

第三 この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、都市局所管にあつては、法第三条第十二号（公園）、水管理・国土保全局所管にあつては、法第三条第一号から第三号、第五号から第七号及び第十号、第十一号（河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道）、港湾局所管にあつては、法第三条第二号及び第八号（海岸（港湾に係るものに限る。）、港湾）とする。

国土交通省		
都市局所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管
十二 公園	一 河川	八 港湾
	二 海岸	二 海岸
	三 砂防設備	
	五 地すべり防止施設	
	六 急傾斜地崩壊防止施設	
	七 道路	
	十 水道	
	十一 下水道	

数字は負担法第三条の各号を示す

1) 国土交通省の各局が所管する対象施設は下図のとおりです。

第四．対象区域

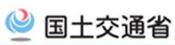
(対象区域)

第四 この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局^(*1)であって都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る各局所管別の法施行令第五条に基づく報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数^(*2)（激甚災害に係るもの^(*3)を除く。）を超えた都道府県又は指定都市の区域とする。

(*1) 港務局：

港務局など港湾管理者の設立形態は以下のとおりとなっています。

③ 港湾法の概要（港湾管理者の設立形態）



港湾管理者の設立形態について、港湾法は次の三つの形態を想定している。

- ① 都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合(第33条第1項)
- ② 都道府県及び市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合(第33条第2項)
- ③ 関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合(第4条第1項)

区 分	総数	港 湾 管 理 者					都道府県 知 事
		都道府県	市町村	港務局	一部事務 組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	-
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	-
重 要 港 湾	102	82	16	1	3	102	-
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	-
地 方 港 湾	808	504	304	0	0	808	-
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	-
計	933	598	328	1	6	933	-
56 条 港 湾	61	-	-	-	-	-	61
合 計	994	598	328	1	6	933	61

(*2) 過去五箇年の平均被災箇所数：

過去五箇年の平均被災箇所数は、都道府県又は指定都市若しくは地方公共団体の組合において算定し、災害報告と合わせ国土交通省に報告してください。

なお、激甚災害（本激に限る）となった災害に係る被害件数を除き算定するものとします。

(*3) 激甚災害に係るもの：

激甚災害に係るものについては、過去五箇年の各年ごと、かつ「都道府県又は指定都市若しくは地方公共団体の組合」ごとの激甚災害（本激に限る）の被害件数を国土交通省においてとりまとめ、あらかじめ周知いたします。

- 1) 対象区域とは、本査定方針で定める災害査定の効率化の実施対象となる区域をいいます。
- 2) 対象区域は、都道府県又は指定都市ごとの災害報告における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数を超えた都道府県又は指定都市の範囲となります。なお、港湾局所管の場合、港湾管理者である都道府県又は市町村が管理する港湾の範囲に加えて、都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局が管理する港湾の範囲を含みます。
- 3) 災害報告については、災害が発生した場合、施行令上、定められた様式に基づき遅滞なく災害の被災状況の報告を行わなければならないとされています。
- この災害報告は、国土交通省の各担当局に対する書面による報告とされており、以下のとおり定められています。

所管	対象施設	規定	様式
都市局	河川、海岸、砂防設備、地	施行令第5条	「災害報告」
		法施行規則第4条	別記様式第一 「災害報告書」
水管理・国土保全局	すべり防止施設、急傾斜地	通達（平成10年4月17日建設省河防海第84号） 災害報告について	別記様式1 「被害報告表」
港湾局	崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道、公園	通達（昭和55年9月22日港災第1142号） 港湾関係公共土木施設災害状況の報告について 運用 港湾関係公共土木施設災害状況に係る災害報告について	別紙様式 「災害速報」

4) 対象区域に該当するかどうかの判定の考え方を以下に示します。

- ① 国土交通省の各担当局へ報告している当該災害の災害報告の被災箇所数を、申請者（都道府県又は指定都市）ごとに各局所管別に集計（例えば、水管理・国土保全局であれば河川、海岸、道路等の全施設の被災箇所数を集計）します。
- ② 過去五箇年の災害報告の被災箇所数を①と同様の考え方で集計し、平均の被災箇所数を算出します。
なお、集計からは激甚災害（本激）となった災害に係る被災箇所数を除き集計します。
- ③ ①で集計した当該災害の被災箇所数が②で集計した過去五箇年の平均被災箇所数を上回っていれば本査定方針が適用となり災害査定の効率化を実施することになります。

【具体例】 A 県の水管理・国土保全局所管施設災害の対象区域該当判定の例
[想定諸条件]

1. 平成 29 年 9 月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。当災害は平成 29 年 9 月台風による豪雨災害として激甚災害（本激）指定を受けた。A 県の当激甚災害（本激）に係る被災件数は 560 箇所
[河川施設 290 箇所、道路 200 箇所、港湾施設 60 箇所、公園施設 10 箇所]。
2. A 県の水管理・国土保全局所管施設の過去五箇年の各年の被災箇所数は以下のとおり。

平成 28 年	300 箇所
平成 27 年	520 箇所
平成 26 年	980 箇所（うち、激甚災害（本激）に係る被災箇所数 950 箇所）
平成 25 年	210 箇所
平成 24 年	70 箇所
3. 平成 26 年は、「平成 26 年 7 月 30 日から 8 月 25 日までの間の豪雨及び暴風雨」が激甚災害（本激）指定を受けており関係する A 県の被災箇所数は、950 件。

[判定例]

- ① 当該災害（平成 29 年 9 月台風による豪雨災害）に係る A 県の水管理・国土保全局所管被災箇所数は河川施設と道路施設の被災箇所数を集計し 490 箇所。
$$490 \text{ 箇所} = 290 \text{ (河川)} + 200 \text{ (道路)} \cdots (\text{ア})$$
- ② 過去五箇年の平均被災箇所数を算出する際は、激甚災害（本激）の被災箇所数を除くため、平成 26 年の被災箇所数は、980 箇所から激甚災害（本激）に係る被災箇所数 950 箇所を除きます。
H26 被災箇所数
$$30 \text{ 箇所} = 980 \text{ (H26 被災箇所数)} - 950 \text{ (H26 本激箇所数)}$$

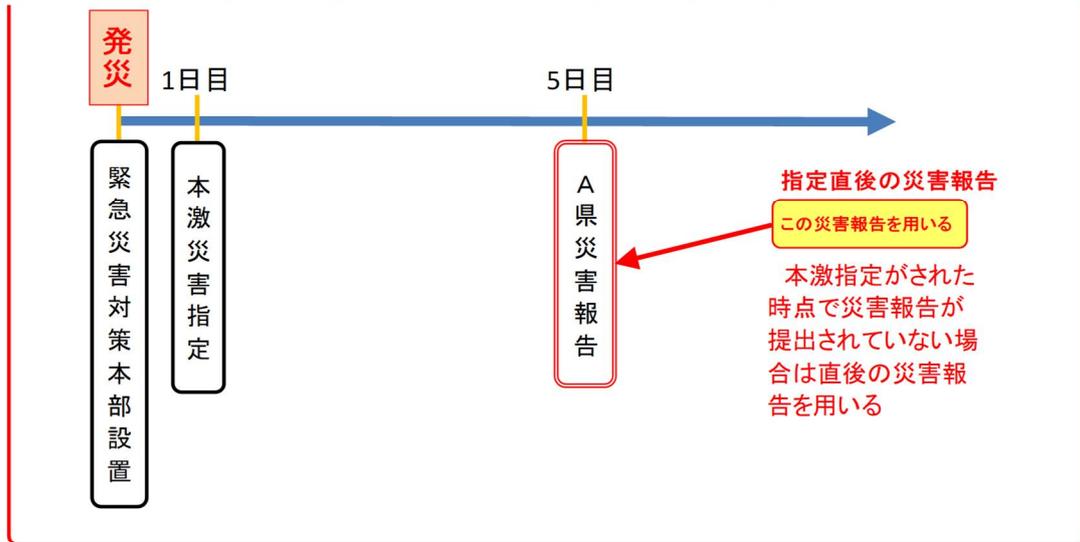
A 県の過去五箇年の被災箇所数は以下のとおり。
$$226 \text{ 箇所} = (300 + 520 + 30 + 210 + 70) / 5 \text{ 箇年} \cdots (\text{イ})$$
- ③ 当該災害の被災箇所数(ア) 490 箇所が過去五箇年の平均被災箇所数(イ) 226 箇所を上回っているため、A 県は対象区域に該当。
$$(\text{ア}) 490 \text{ 箇所} > (\text{イ}) 226 \text{ 箇所}$$

5) 判定に用いる災害報告の考え方

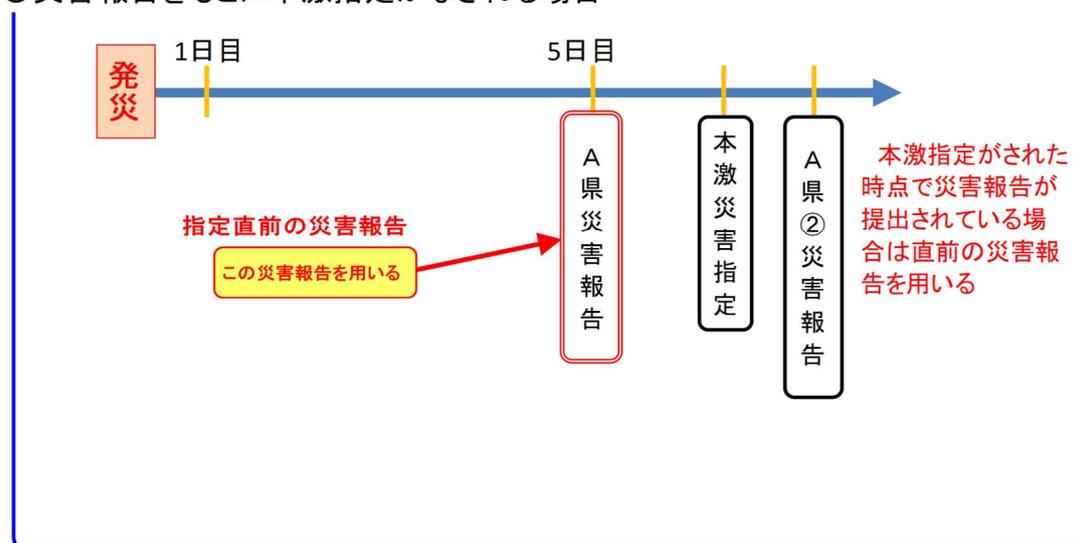
判定に用いる災害報告は、「第二. 対象となる大規模災害」に該当した時点（激甚災害（本激）指定（事前公表を含む））において、申請者が災害報告を提出していた場合は該当時点の直前の災害報告、災害報告を提出していない場合は、該当時点の直後の災害報告を用いて判定します。

災害報告のイメージ

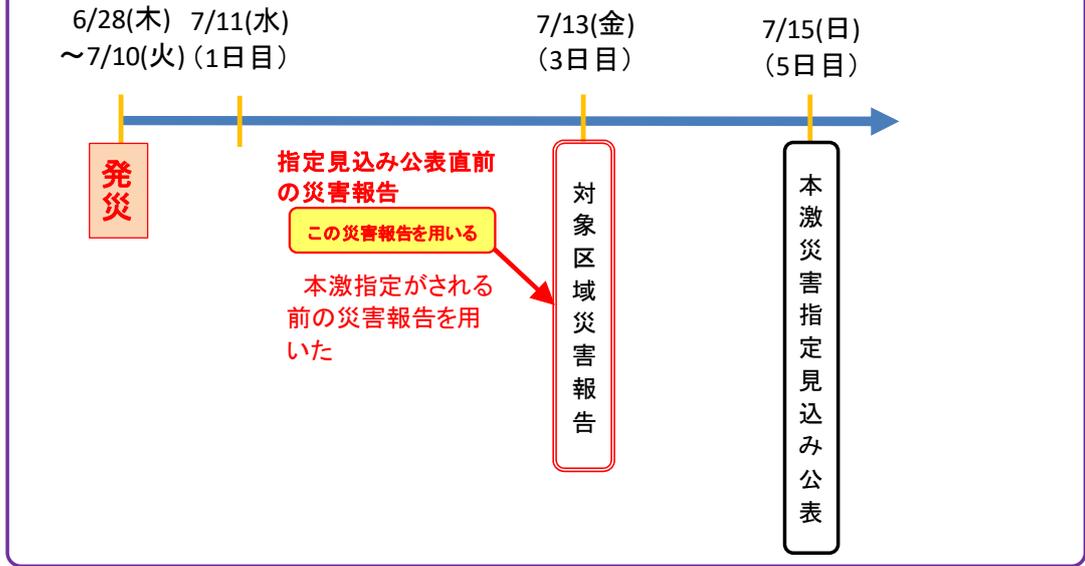
○災害が極めて激甚で発災直後に本激指定がなされる場合



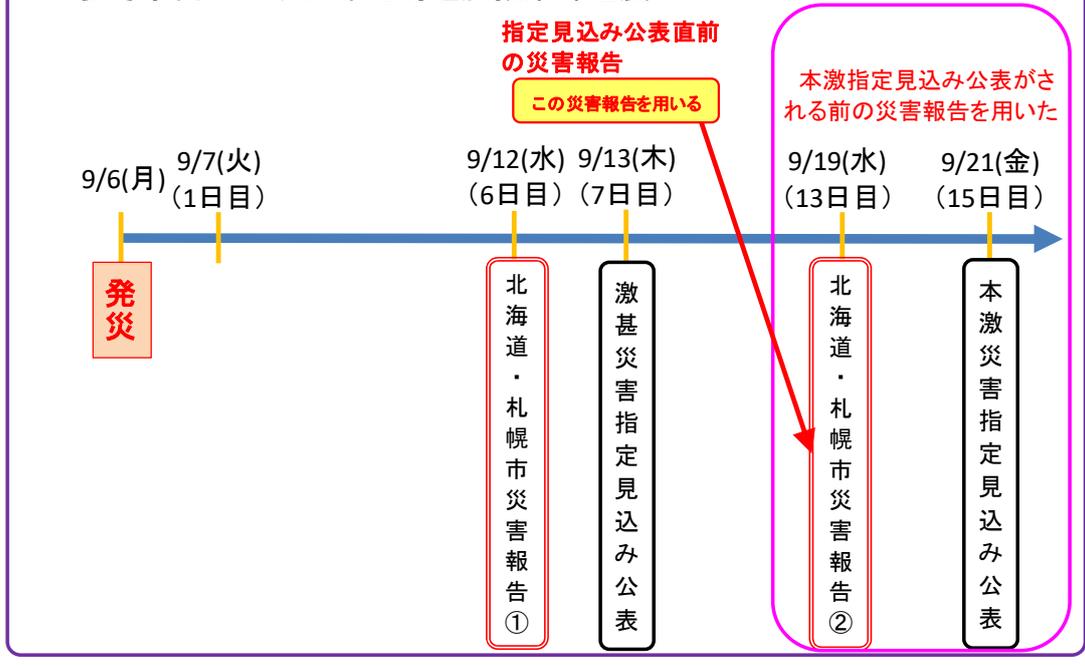
○災害報告をもとに本激指定がなされる場合



<参考事例> 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)



<参考事例> 平成30年北海道胆振東部地震



第五. 机上査定

(机上査定)

第五 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（以下「申請予定箇所」という。）を各局所管別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Sにあってはおおむね九割、区分Aにあってはおおむね七割に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

- 1) 机上査定とは、被災現地に出向くことなく会議室等室内で書面等の資料のみで行う災害査定のことです。現地での移動時間を要しないため、災害査定に要する時間は、実地査定と比べて短縮できますが、通常は申請額が1,000万円未満のものに限られています。
- 2) 本査定方針を適用する場合は、机上査定上限額の引上げを行うことができ、引上げた机上査定上限額以下の箇所は机上査定とすることができます。これによって実地査定件数を減らし査定に要する時間や人員の縮減を図ることができます。
- 3) 机上査定上限額は、大規模災害が発生し、「第四. 対象区域」に該当し、「第二. 対象となる大規模災害」に該当した時点において、申請者（都道府県又は指定都市）が災害報告を用いて、各局所管ごとに算定し、国土交通省に効率化を要望します。国土交通省は、要望を行った申請者に適用する机上査定上限額を通知します。
- 4) 算定に用いる災害報告の考え方は、「第四. 対象区域」の「5) 判定に用いる災害報告の考え方」と同様です。
- 5) 机上査定箇所の判定、机上査定上限額の算定の考え方を以下に示します。
 - ① 机上査定上限額は各局所管ごと、各申請者ごとに算定します。（例えば、A県の机上査定上限額を水管理・国土保全局所管で一つ算定、港湾局で一つ算定。B県の机上査定上限額を水管理・国土保全局所管で一つ算定、都市局で一つ算定など）
 - ② 国土交通省の各担当局へ報告している当該災害の災害報告の申請予定箇所を、被害金額の少ないものから並べます。
 - ③ 区分Sは、申請予定箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額（机上査定上限額）以下の箇所、区分Aは申請予定箇所数全体のおおむね7割の箇所に達する被害金額（机上査定上限額）以下の箇所について机上査定とすることができます。

【具体例】 A 県の水管理・国土保全局所管の机上査定上限額算定の例

[想定諸条件]

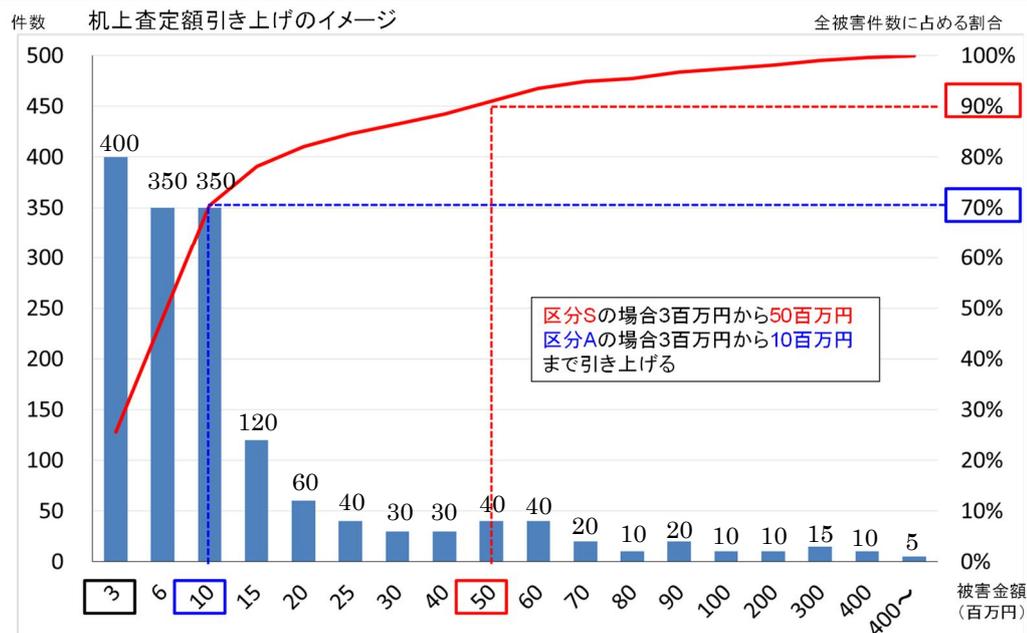
- 平成 29 年 9 月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。
当災害は平成 29 年 9 月台風による豪雨災害として激甚災害（本激）指定を受けた。
A 県の当激甚災害（本激）に係る申請予定箇所数は 1, 7 3 4 箇所 [河川施設 8 6 7 箇所、道路 6 9 3 箇所、港湾施設 8 7 箇所、公園施設 8 7 箇所]。

[算定例]

- 水管理・国土保全局所管の対象となる申請予定箇所数は 1, 5 6 0 箇所。
1, 5 6 0 箇所 = 8 6 7 (河川) + 6 9 3 (道路)
- 対象となる 1, 5 6 0 箇所を被害金額の少ない順に並べグラフ化したイメージを以下に示します。

机上査定上限額の判定(イメージ)

被害金額が各局所管施設の申請者ごとに全被害件数の **おおむね 9 割(区分 S)**、または **おおむね 7 割(区分 A)** となる金額まで引き上げるものとする。



③ 区分ごとに机上査定上限額を以下のとおり設定します。

番号	災害名	発生日月	都道府県	市町村	施設	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
1	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,005	0.1%
2	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,076	0.1%
3	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,227	0.2%
...
...	...	表示省略
1090	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,445	69.9%
1091	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,623	69.9%
1092	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	10,800	70.0%
1093	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,040	70.1%
1094	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,099	70.1%
...
...	...	表示省略
1402	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	49,089	89.9%
1403	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,550	89.9%
1404	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,800	90.0%
1405	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,024	90.1%
1406	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,111	90.1%
...
...	...	表示省略
1559	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	790,235	99.9%
1560	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	850,447	100.0%

おおむね7割の箇所の被害金額は1,080万円。

机上査定(区分A)

←おおむね7割【b】

机上査定(区分S)

←おおむね9割【a】

おおむね9割の箇所の被害金額は5,080万円。

- ・ 区分Sの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね9割に達する箇所の被害金額は上記の表から5,080万円。・・・【a】
これが区分Sの机上査定上限額となります。
- ・ 区分Aの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね7割に達する箇所の被害金額は上記の表からとして1,080万円。・・・【b】
これが区分Aの机上査定上限額となります。

- 6) 申請者は、現地査定において災害査定官及び立会官へ机上査定上限額の適用根拠（国土交通省からの通知）について説明してください。
- 7) 机上査定上限額以下の箇所であっても、国土交通省と申請者は、机上査定より実地査定が効率的であると考えられる場合、災害査定の申請までに査定方法を調整するものとします。
- 8) 机上査定上限額を設定した後、複数の申請予定箇所を一箇所の工事とみなすことで申請額が机上査定上限額を超えた場合は机上査定の対象外となります。

第六. 採択保留

(採択保留)

第六 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が四億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を各局所管別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分 S にあってはおおむね九割、区分 A にあってはおおむね六割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、査定方針等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

- 1) 採択保留とは、一箇所の決定見込金額が4億円（採択保留金額）以上となる場合に現地査定では採択を保留して、後日、国土交通省と財務省の協議によって、災害復旧事業としての採否、金額等の決定がなされるものです。
- 2) 本査定方針を適用する場合は、採択保留金額の引上げを行うことができ、引上げた採択保留金額以上の箇所は採択保留となり、採択保留金額未満の箇所は現地査定において採択することができるようになります。これによって現地査定で採択できる箇所を増やすことができ、規模が大きく、工期を要する工事の早期着手を図ることができます。
- 3) 採択保留金額は、各局所管ごとに、原則すべての申請者（都道府県又は指定都市）から報告された災害報告の合計箇所数（全国ベース）で算定します。このため、採択保留金額は、申請者（都道府県又は指定都市）で算定することはできません。
採択保留金額は、国土交通省において災害報告に基づき各局所管ごとに集計・算定し、効率化の要望を行った申請者へ通知します。
- 4) 算定に用いる災害報告の考え方は、「第四. 対象区域」の「5) 判定に用いる災害報告の考え方」と同様です。
- 5) 採択保留金額の算定、保留見込箇所の判定の考え方を以下に示します。
 - ① 採択保留金額は、各局所管ごとに全国ベースで算定します。（例えば、水管理・国土保全局で該当する申請者全体に適用する採択保留金額を一つ算定など。）
 - ② 国土交通省は、「第四. 対象区域」に該当した原則すべての申請者の災害報告が提出された時点で採択保留金額の算定を行います。
すべての申請者の災害報告から被害金額4億円未満のものを除き、被害金額の少ないものから被災箇所を並べます。
 - ③ 区分 S は並べた保留見込箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額（採択保留金額）以上の箇所、区分 A は並べた保留見込箇所数全体のおおむね6割の箇所に達する被害金額（採択保留金額）以上の箇所

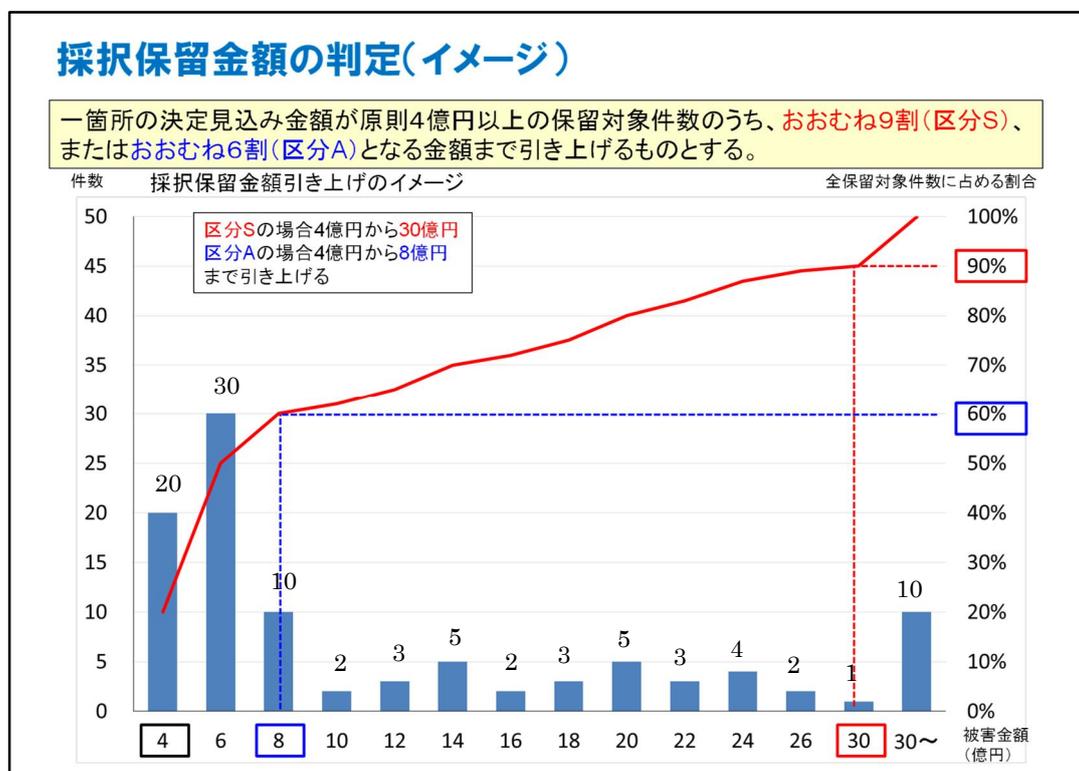
については、採択保留対象となります。採択保留金額未滿の箇所については、現地査定で採択できます。

【具体例】 A県及びB県の水管理・国土保全局所管の採択保留金額算定の例
[想定諸条件]

1. 平成 29 年 9 月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。当災害は平成 29 年 9 月台風による豪雨災害として激甚災害(本激)指定を受け、A県、B県が被災。
2. 当激甚災害(本激)に係る各県の被災箇所は以下のとおり。
 A県の保留見込箇所数は 70 箇所
 [河川施設 40 箇所、道路 20 箇所、港湾施設 10 箇所]
 B県の保留見込箇所数は 50 箇所
 [河川施設 20 箇所、道路 20 箇所、公園施設 10 箇所]。

[算定例]

- ① 採択保留金額算定の対象となる水管理・国土保全局所管の保留見込箇所数は、水管理・国土保全局所管の河川、道路の保留見込箇所数を集計します。
 A県 60 箇所
 60 箇所 = 40 (河川) + 20 (道路)
 B県 40 箇所
 40 箇所 = 20 (河川) + 20 (道路)
 A県 60 箇所と B県 40 箇所の計 100 箇所
- ② 対象となる 100 箇所を被害金額の少ない順に並べグラフ化したイメージを以下に示します。



③ 区分ごとに採択保留金額を以下のとおり設定します。

番号	都道府県	市町村	工種	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
...	...	表示省略
-	A県	Y町	道路	311,022	-
-	A県	M町	河川	327,321	-
...	...	表示省略
1	A県	V市	河川	405,124	1.0%
2	B県	M市	道路	415,233	2.0%
3	B県	M市	道路	415,776	3.0%
...	...	表示省略
58	B県	S町	道路	516,011	58.0%
59	B県	S町	道路	801,928	59.0%
60	B県	M市	道路	820,000	60.0%
61	B県	M市	河川	820,115	61.0%
62	B県	M市	河川	820,378	62.0%
...	...	表示省略
88	B県	S市	道路	1,200,209	88.0%
89	B県	S市	道路	3,004,229	89.0%
90	A県	Y町	河川	3,014,000	90.0%
91	B県	M市	道路	3,850,756	91.0%
92	B県	M市	道路	3,900,346	92.0%
...	...	表示省略
99	B県	S市	道路	6,200,304	99.0%
100	B県	G市	道路	8,000,113	100.0%

4億円未満は
対象から除く

おおむね6割の箇所の被害金額は8億2,000万円。

←おおむね6割【b】

採択保留
(区分A)

おおむね9割の箇所の被害金額は30億1,400万円。

←おおむね9割【a】

採択保留
(区分S)

- ・ 区分Sの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね9割に達する箇所の被害金額は上記の表から30億1,400万円。・・・【a】
これが区分Sの採択保留金額となります。
- ・ 区分Aの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね6割に達する箇所の被害金額は上記の表から8億2,000万円。・・・【b】
これが区分Aの採択保留金額となります。

第七. 設計書に添付する図面等

(設計書に添付する図面等)

第七 法施行令第六条第一項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

- (一) 平面図 平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。
- (二) 断面図 代表断面図とする。
- (三) 写真 起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

1) 災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするとき(災害復旧事業の申請を行うとき)は、法施行令第六条第一項及び法事務取扱要綱第十八において設計書に添付する書類が定められています。

本査定方針を適用する場合は、添付する書類のうち(1)平面図、(2)断面図、(3)写真の取扱いを効率化することができます。

効率化することによって、災害査定の準備期間の縮減および作業量(測量、図面作成等)の軽減を図ることができます。

2) 効率化の内容は以下の通りです。

- ・平面図 : 平面図は既存の台帳や国土地理院の地図および縮尺精度を有する航空写真を用いて作成することができます。
- ・断面図 : 断面図は代表的な断面を用いて作成することができます。
- ・写真 : 被害の状況を知ることのできる写真として、起点及び終点並びに全景を把握できる写真として航空写真等も用いることができます。

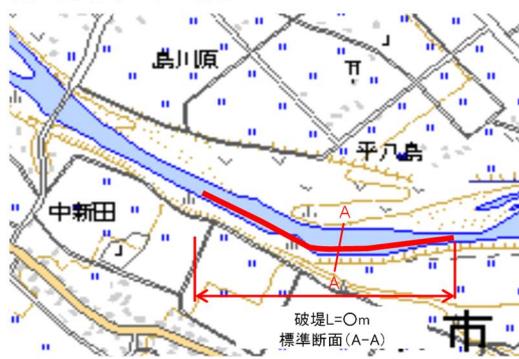
3) 添付する書類の効率化は「できる規定」のため、災害査定の申請に当たって申請者が必要と認める書類の添付を妨げるものではありません。

- 4) 設計図書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用）のイメージを下図に示します。

設計図書の簡素化（平面図、断面図、写真）

・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

既存地図を活用する場合



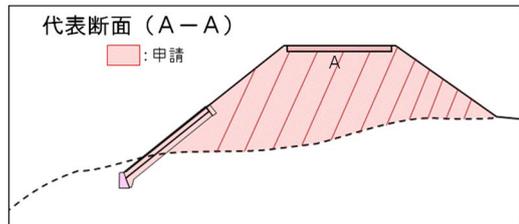
破堤L=0m
標準断面(A-A)

航空写真を活用する場合



破堤L=0m
標準断面(A-A)

代表断面 (A-A)



申請

査定設計数量は延長×断面積、法長などで算出
 護岸面積(m²) = L × A
 盛土量(m³) = A × L

※ 航空写真は、[国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。](#)

- 5) 橋梁・水門については、大規模災害時に使用出来るように国土交通省において総合単価（案）を用意しているため、被災状況を勘案して活用を検討ください。

- 6) 大規模災害査定方針に基づき設計書に添付する図面等の簡素化を行って災害査定を実施した場合、災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用については、災害復旧事業の対象となり、査定申請時に計上することができます（「大規模災害時における調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて（令和2年7月31日付け国都安45号、国水防第51号、国港海第95号）」）。

その取扱いについては下記の点に留意してください。

- ①対象となるのは、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」第7に規定する、設計書に添付する図面等の簡素化を行って災害査定を申請する場合とする。
- ②調査（被災状況調査は除く）、測量、試験又は設計に要する費用については、査定設計書の「測量及び試験費」に計上することとする。
- ③計上する費用は、必要最小限度とし、査定時に積算根拠を説明すること。また、他の箇所との調査等と一体に設計する場合には、延長比等の按分により当該箇所の調査等の費用を適切に計上すること。

④査定申請時に未計上であった場合は、設計変更の対象とならないことに留意すること。

⑤設計変更する必要がある場合には、適切に設計変更を実施すること。

7) 河川災害復旧助成事業等(※)についても、個別に財務省と協議を行い、事業要望に添付する図面等を簡素化することができますが、簡素化をする場合、「大規模災害時における河川災害復旧助成事業等にかかる調査、測量、試験又は設計に要する費用の取扱いについて(令和3年1月15日付け国水防第181号、国港海第202号)」により、事業採択後に設計書を作成するための調査等に関する費用を計上することができます。

※ 河川災害復旧助成事業、海岸災害復旧助成事業、河川等災害関連事業、河川等災害関連特別対策事業、特定小川災害関連環境再生事業、港湾施設災害関連事業

第八. 一箇所の工事

(一箇所の工事)

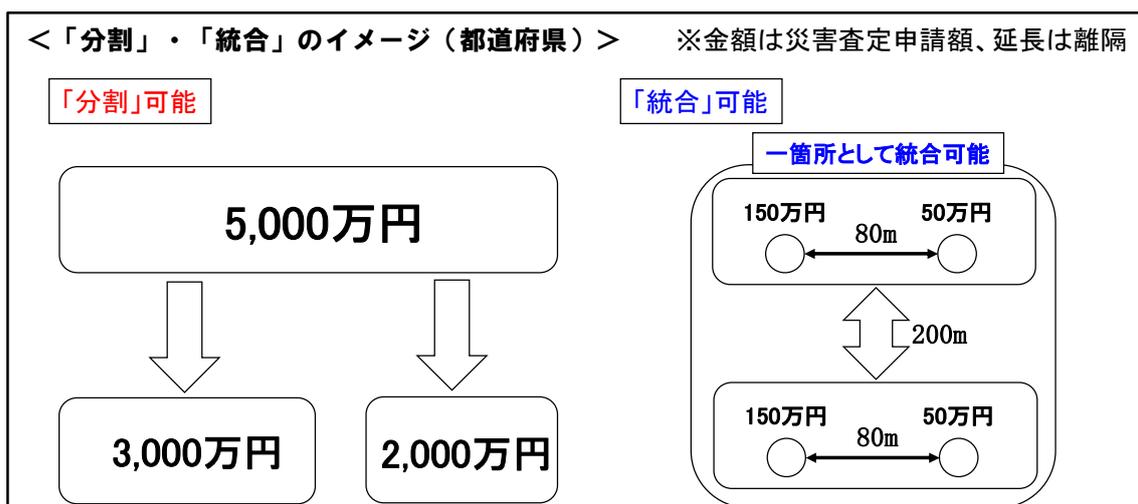
第八 法第六条第二項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

1) 一箇所の工事については、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事や、橋、水制、床止めその他これらに類する施設で被災した箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの当該施設の2以上にわたる工事で工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは一箇所の工事とみなすものとされています。

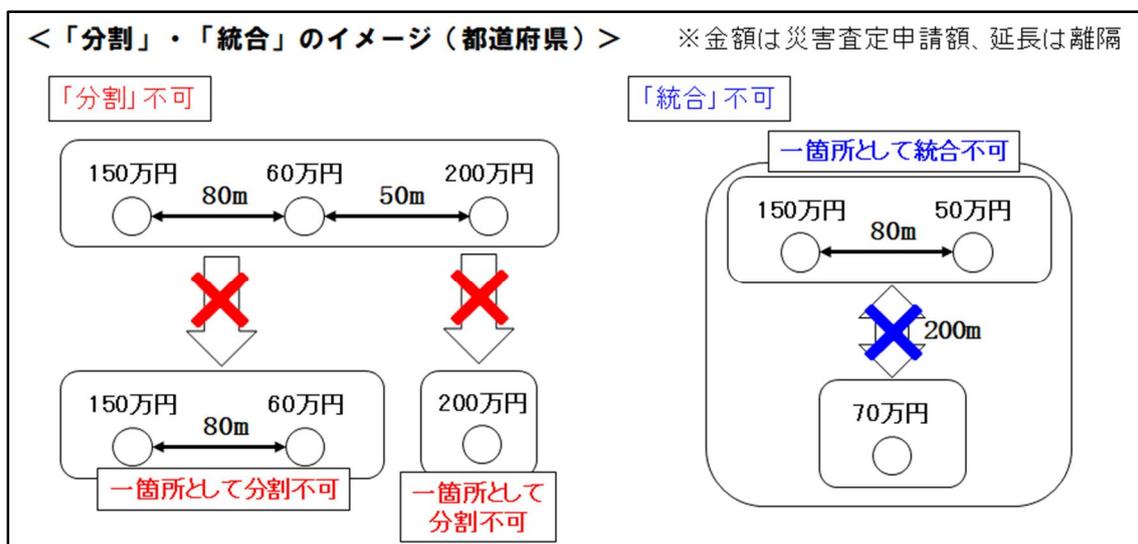
2) 本査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。

大規模災害時において、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものである。

ただし、「分割」を行う場合その理由を求めることがあります。



- 3) 「分割」については、法第六条第二項に規定する一箇所と認められるものの分割は出来ません。また、「統合」については、限度額未満で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。



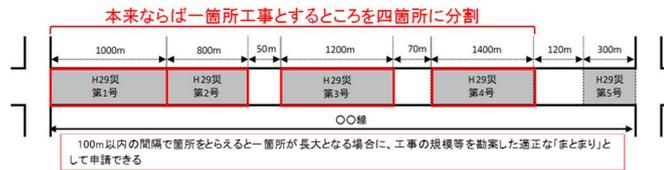
4) 「統合」又は「分割」のイメージを下図に示します。

河川、道路施設の場合【水管理・国土保全局所管】

災害復旧事業における1箇所の工事について

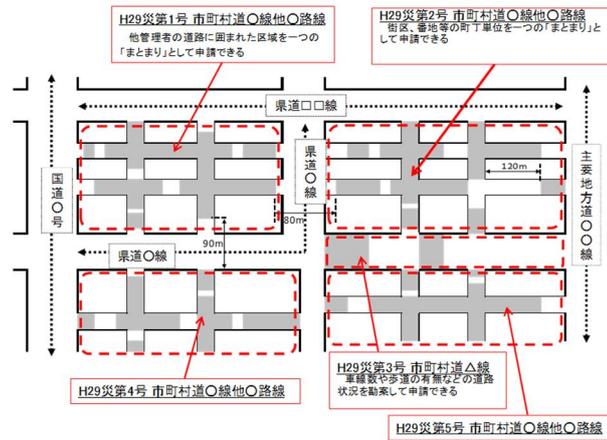
【被災した複数箇所を分割する場合】

1. 100m以内の間隔で箇所をとらえると一箇所が長大となる場合、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。



【被災した複数箇所を統合する場合】

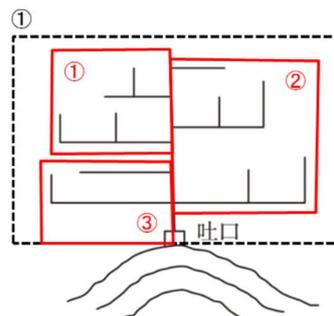
2. 事業施行の効率を向上させるため、工事の工期や規模を勘案した「被災箇所のまとまり」を一箇所工事とみなすことができる。



下水道施設の場合【水管理・国土保全局所管】

【管渠の考え方】

1. 管渠において、効率的な工期、住民の生活や道路交通状況等を勘案し、処理区分、幹線管渠を基本としてブロック割を行い、分割後の各々のブロックを一箇所とすることができる。



本来は全体で一箇所であるが、分割することが可能

【終末処理場等の箇所の考え方】

2. 終末処理場、ポンプ場において、主要な施設または対象工種(土木、建築、機械、電気)ごとに内容を勘案して一箇所とすることができる。

※水道施設については、今後の被災状況を踏まえ、必要に応じて検討します。

第九. 机上査定上限額及び採択保留金額の見直し

(机上査定上限額及び採択保留金額の見直し)

第九 机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

- 1) 机上査定上限額及び採択保留金額は、被災後可能な限り早い時点で判定することを想定しており、「第二. 対象とする大規模災害」に該当するような大規模災害時は、その後の調査で更に新たな被害状況が判明することが想定されます。
このような場合において、被害の全体像が明らかになり当初設定した机上査定上限額及び採択保留金額が被害実態と乖離していた場合、必要に応じ見直すことができます。
- 2) 机上査定上限額の見直しについては、都道府県又は指定都市の要望に基づき国土交通省が見直しの必要性を判断します。
机上査定上限額の見直しを行う場合、申請者は更新した災害報告に基づく机上査定上限額の算定内容を国土交通省に報告してください。
国土交通省は財務省と調整を行い、見直しの可否を決定し該当する申請者へ通知します。
- 3) 採択保留金額の見直しについては、国土交通省が見直しの必要性を判断します。
国土交通省は、財務省と調整を行い、見直しの可否を決定し該当する申請者へ通知します。
- 4) 本方針を適用し見直しが生じた場合、又は確定報告後見直しをしない場合でも乖離が生じることがあれば必要に応じてその理由を求めることがあります。
- 5) 見直しを行う場合は、災害査定に影響する可能性があることから作業期間に余裕のあるようにしてください。

第十. 協議設計

(協議設計)

第十 対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第三号に規定する復興計画及び同法第九条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (一) 申請者は、査定に先立ち、国土交通省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。
- (二) 当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。
- (三) 申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、国土交通省と設計について協議を行うものとする。
- (四) 財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

1) 協議設計は、事業の実施にあたり工法等に更に検討を要する場合に、災害復旧事業としては採択するが実施を保留し、工事の実施に際して十分な調査をした上で申請者が国土交通省と復旧内容を協議するものです。

2) 「第十. 協議設計」は、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために、適用する枠組みとして位置付けたものです。

今後、著しく異常かつ激甚な非常災害で、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）が発生した場合には、当該法律に基づき、国は「復興基本方針」を定め、それに即して、都道府県は「都道府県復興方針」を定めることができ、市町村は単独又は都道府県復興方針を定めた都道府県と共同して「復興計画」を策定することができます。

復旧計画等の策定には時間を要するものがあり、災害査定時に復興計画等が策定されていないため復旧工法の確定が困難なものを協議設計としています。そのため、協議設計においては、申請者は復興計画等と整合性のある復旧工法を検討し、国土交通省と設計について協議を行うものです。

3) なお、協議設計の場合、工事に必要な調査にかかる費用（測量及び試験費）は、事業費に含まれ、国庫負担の対象となります。

第十一．早期確認型査定

(早期確認型査定)

第十一 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請予定箇所のうち、次の各号に該当する申請予定箇所については、申請時（前査定）の積算を不要とし、早期に現地を確認した上で、後査定において後日事業費を決定する早期確認型査定にて行うことができるものとする。

- (一) 第三に規定する対象施設のうち、水管理・国土保全局所管であり、かつ市町村（指定都市を除く）所管施設であること。
- (二) 水管理・国土保全局所管の対象施設において、被災箇所数が市（指定都市を除く）においては 60 箇所、町においては 30 箇所、村においては 20 箇所を超える場合であること。

1) 早期確認型査定は、大規模災害時に特に技術者の不足や災害対応経験の不足などが懸念される市町村に対し、災害査定や工事着手に要する業務や期間等の短縮を図る、新たな査定方式です。

2) 申請時（前査定）の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図ることができます。

3) 早期確認型査定の対象は、大規模災害が発生し、「第二．対象となる大規模災害」に該当した時点において、申請者である市町村（指定都市を除く）が都道府県を通じて、水管理・国土保全局所管施設の被災箇所数に応じて、国土交通省に要望します。国土交通省は、対象となる申請者について、都道府県を通じて通知します。

なお、本査定方針の第十一（二）の要件に該当しない（市（指定都市を除く）において被災箇所数が 60 箇所に満たない）場合で、かつ、土木技術者が少なく、土木技術者一人あたりの被災箇所数が一定程度多くなる場合は、土木技術者数や早期確認型査定の必要性等の理由を整理した上で要望し、個別に財務省と協議を行い、30 箇所に引き下げることができます。

また、本査定方針に該当しない場合においても、以下の要件と被災箇所数が市町村の要件に該当している場合は、個別に財務省と協議して早期確認型査定を行うことができます。（P 5 参照）

- ・「第二．対象とする大規模災害」に該当しないが、「第四．対象区域」に掲げる被災箇所数が、過去 5 箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く）を超えた場合
- ・対象区域に該当しない場合においても、やむを得ない事由等が認められる場合

※10月以降の被災など原則12月までに後査定を完了しない災害箇所については、「設計書に添付する図面等の効率化」等を活用し、早期確認型査定は原則対象としないこととします。

※公共土木施設災害復旧事業査定方針第15（協議設計）となることが想定される災害箇所については、早期確認型査定は原則対象としないこととします。

4) 早期確認型査定は「前査定」と「後査定」で構成され、両査定を経て、災害復旧事業費を決定します。

5) 早期確認型査定は、「災害査定の申請」と「災害復旧工事の着手」のスピードアップにより、災害復旧全体の迅速化を図ることが目的です。そのため、目論見書等の作成など後査定に係る事務手続きと並行して復旧工事の発注方式の検討など契約手続きの調整を進めることで、査定後の速やかな復旧工事着手が可能となり、被災地域の早期復旧が期待されます。

6) 本査定方針に基づき早期確認型査定を行う箇所は、設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用については、災害復旧事業の対象とします。

※その場合、当該申請箇所は査定設計委託費補助の対象外となります。

7) 「前査定」と「後査定」での主な確認事項等は以下のとおりです。

①前査定（原則現地で実施）

- ・採択要件の確認
- ・被災範囲（起終点）の確定
- ・災害査定官より被災現地の状況に応じた設計にあたっての留意点を助言

②後査定（原則リモート査定）

- ・復旧内容を確認
- ・災害復旧事業に必要な金額（詳細設計に係る金額を含む）を確定

8) 「前査定」の実施方法や必要な資料などは以下のとおりです。

(1) 基本事項等

- ・申請時の金額は、被害報告額を使用し、積算を不要とする。
- ・前査定は早期に現地を確認し、手戻りのない詳細設計に着手することを目的の1つとしていることから、発災終息後1ヶ月程度を目安に実施することが望ましい。
- ・箇所毎に実地又は机上により災害査定を実施する。

※机上については、被災箇所の動画等により被災範囲が確認できる箇所

- ・前査定は被災事実を現地にて早期に確認することがメリットであるが、地すべりによる災害や下水道施設の被災は被災状況確認のために複数の調査が必要であり、被災の全容を把握するための調査等に時間を要することから、地すべりによる災害や上下水道施設の被災は、申請者に大きな負担となるため通常査定を基本とする。
- ・全被災箇所のうち、被災状況により一部を通常査定で実施できる。
- ・以下の事項を確認・決定する。
 - ①異常な天然現象による災害であること
 - ②負担法対象施設であること
 - ③適切に維持管理されていること：パトロール等の状況
 - ④適用除外の該当有無：のみ災等（欠格の判断）
 - ⑤応急仮工事：既に実施済の場合は要綱第9・（一）の要件のみを確認
※設計書等は後査定時に確認
 - ⑥応急本工事：詳細設計後の復旧工法に関わるため、前査定時の現地状況や申請者の意向等を把握
※設計書等は後査定時に確認
※詳細設計に向け、本復旧工事との関係（仮設工の考え方等）を助言
 - ⑦被災の範囲：起点、終点、区間の妥当性
※一箇所工事、分冊、合冊も確認
 - ⑧緊急順位（A、B、C）と査定の実施方法（実地または机上）
 - ⑨用地境界
 - ⑩二重採択防止に係る調整状況
 - ⑪その他必要事項

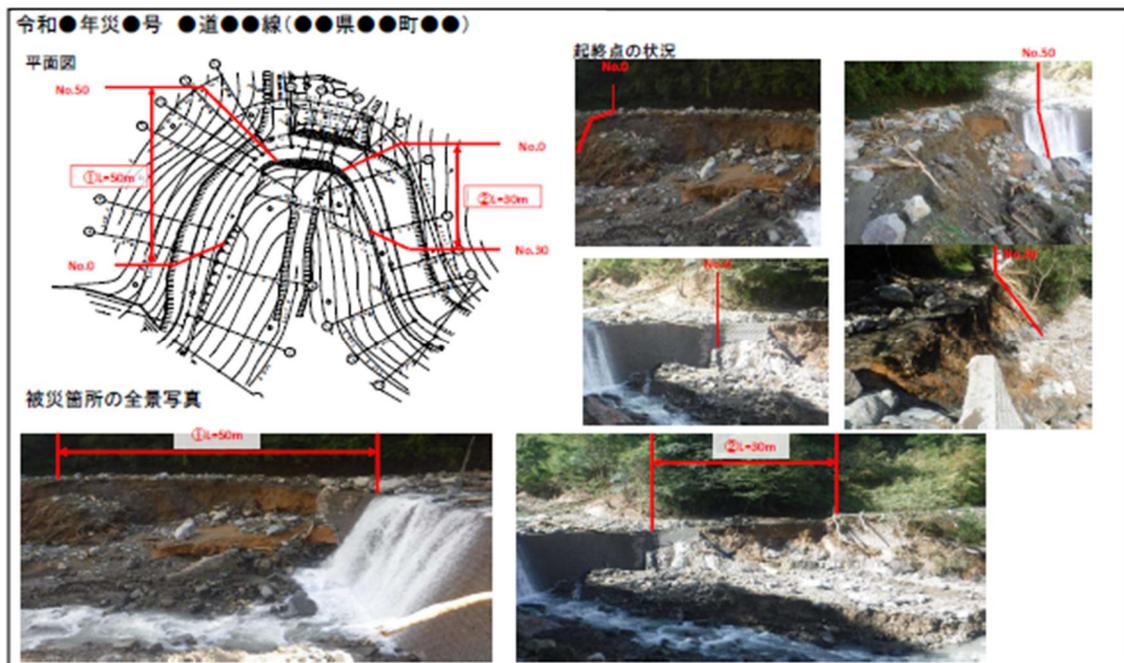
（2）実施方法

- ・効率よく実施するため、1箇所（1工区）当たりの標準的な査定時間は50m未満で10分～15分程度、50m以上で25分～30分を目安とする。
※被災施設や状況、工区数、延長等を勘案の上、適宜設定する
※効率的に被災範囲を確認するため、事前に下草刈り等は実施しておくこと。
- ・前査定では現場確認箇所が多いため、適切な行程とする。特に夏場には、適度な休憩時間を含めるものとする。
- ・査定時の同行者数は査定の支障とならない範囲で、査定官の助言等が把握可能となる適度な人数とする。
- ・亀裂箇所・範囲の特定に詳細調査が必要な路面災や土砂埋塞による調査不可能区間等における被災範囲（起終点）については、後査定に向けた対応を定め、起終点を後査定時に説明するものとする。なお、その場合は、起終点に対する前査定時の考え方を付せんに記載する。
- ・確認した事項及び決定した事項は、付せんに記載し、査定官、立会官がサインを付す。付せんは、後査定の申請書に添付するものとする。
- ・査定官が設計にあたっての留意点を助言する。

- ※効率的な詳細設計を念頭に、前査定時はコンサルタントの同席が可能
- ・都道府県の随行者は前査定で伝えられた助言等を適切に申請市町村が理解できるよう、後査定に向けてフォローすること。

(3) 前査定に必要な資料

- ・目論見書（施行規則第五条 別記様式第二）
 - ※金額は被害報告額とし、概要は、延長と主な1工種のみ記載
- ・設計書（施行規則第五条 別記様式第三 第一表、第二表）
 - ※記載内容は目論見と同様
 - ※第三表 応急工事費内訳表は後査定時に作成
- ・図面（施行規則第五条 2）
 - ※航空写真や台帳を用いた平面図、起終点や被災断面（範囲）がわかる写真、被災水位等がわかる写真
 - ※復旧工法を示す断面は必要なし（後査定時に確認）
 - ※TEC-FORCEによる被害報告書による代用可
 - ※洪水痕跡写真に、低水位と天端高の数値又は高さを明記
 - ※参考様式は以下を参照



- ・箇所図
- ・気象資料
- ・原因状況資料（異常な天然現象）
- ・災害総計表
- ・被災前状況を説明する資料（確認、サインまで実施）
- ・道路台帳、河川台帳、砂防設備台帳、海岸保全区域台帳 等
- ・その他被災箇所の用地境界など、基本情報に係る資料
- ・付せん
 - ※異常気象までは申請者が事前に記載
 - ※様式は以下を参照

など

付 せ ん 用 紙

付 せ ん 用 紙			
申 請 者			
被 災 年 月 日	令和 年 月 日		
異 常 気 象 名	令和 年 月 日 ～ 日豪雨（気象コード ）		
河 川 路 線 名			
工 事 番 号 ・ 工 事 名			
申 請 内 容	申請額（被害報告額）： 千円 復旧延長：L= m（No. 0～No. 10、No. 12.5～No. 20） 復旧工法：		
応 急 仮 工 事	要綱第9・（一）・（ ） 例：決壊防止工事 ※前査定時に既に実施済の場合のみ記載		
異 常 気 象			
査 定 官	※後査定においては、測量及び試験費をあわせて申請すること （本激の場合）		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">実 ・ 機</td> <td style="width: 33%;">緊急順位</td> <td style="width: 33%;">A ・ B ・ C ・ D</td> </tr> </table>	実 ・ 機	緊急順位
実 ・ 機	緊急順位	A ・ B ・ C ・ D	
立 会 官			

※付せんの原本は申請者が保管すること。（必要に応じて、コピー又はPDFを共有）

(4) 前査定の進め方

以下に「前査定の進め方・流れ」を示します。

前査定の進め方・流れ

Ver2.0

1 概況説明(都道府県)

通常の査定と同様に「概況説明」を実施する。異常な天然現象による災害の採択範囲が共通する場合、概況説明時にまとめて説明を行うことで、個別箇所での説明を省略できる。

※河川災において「警戒水位(はん濫注意水位)以上の水位」の場合、対象区域内での説明は不要。

2 被災前状況の説明(申請者)

1の概況説明に続いて、被災前状況を具体的に説明できる点検状況等の資料について説明を行う。

※所定の様式を準備し、パトロール日誌等の資料により説明し、確認完了後、査定官がサインする。

3 災害申請

申請は以下の順に実施する。

- ① 申請者は設計書の鑑に記載している項目を読み上げる。(査定官、立会官は付せんと突合。)
- ② (河川の場合)河岸高の1/2以上の出水である根拠(洪水痕跡)を示す。
(道路の場合)道路幅員が $W \geq 2m$ を示す。路面災はクラックが路盤まで達していることを示す。
- ③ 申請者は、現地の状況から何が原因で被災したと想定しているか説明する。
- ④ 区間ごとの起点・終点の位置を説明し(どうしてそこに設定したか)、区間ごとに何を復旧工法として考えているか合わせて説明する。
(河川の例)土羽護岸が被災しているのので、構造物による護岸工を行う。被災状況から起終点はこの位置で申請する。
(道路の例)道路隣接法面の崩壊により、道路が埋塞、既設落石防護柵が損壊しているのので、法面工と落石防護柵の復旧を行い、埋塞土を除去する。被災状況から起終点はこの位置で申請する。
- ⑤ 査定官、立会官から質問があれば回答する。
- ⑥ 三者合意すれば、査定官、立会官は付せんに意見、サインを記入する。その際、査定官から詳細設計に向けた助言を行う。
- ⑦ 当該現場は終了。

4 その他事項

- ・前査定において、査定官から詳細設計に向けた助言があるため、その内容をメモし、詳細設計に反映させること。そのため、設計コンサルタントが確保出来ている場合は、査定に同席可とする。
- ・前査定において、起終点の位置が変更となった場合も、測点ゼロを動かす必要はないものとする。申請時の測点ゼロから「プラスマイナス 1.0m」等として詳細設計図面に示すこと。
- ・天候の悪化などにより、現地査定が机上査定となる場合もあるため、写真以外にも動画を撮影し、被災状況の説明の際は積極的に活用すること。
- ・写真は図面に添付することを基本とするが【大規模災害査定方針 P34(3)図面 参考様式参照】、それ以外にも撮影した写真は、査定時に携帯すること。
- ・被災形態に応じた現地確認が可能な携行品を用意すること。(起終点の変更に対応できる機材(巻き尺、スプレーなど)、クラックを計測できるもの、など)

9) 「後査定」の実施方法や必要な資料などは以下のとおりです。

(1) 基本事項等

- ・前査定で決定した事項や設計にあたっての留意点に基づき、詳細設計を実施し、被災原因を除去するための復旧工法を整理のうえ、査定設計書を作成する。
※復旧工法を実施する上で根拠となる資料（後査定における事前確認事項参照）は漏れなく準備すること。
- ・後査定は全箇所を同一の日程で実施する必要は無く、詳細設計が完了し、査定準備が整った箇所から順次実施するものとし、その場合は、適宜別日程の計画を立てること。
- ・後査定の段階における被災範囲（起終点）の変更は原則認めないが、路面災など前査定時に被災範囲を確認の上、詳細調査により起終点を確定させる等、前査定からの状況に違いが生じる場合は、後査定時に改めて説明するものとする。
※前査定時に確認する被災延長と詳細測量の結果で確定する復旧延長は異なる場合があるため、後査定時に説明すること。
- ・後査定前に応急工事に着手する必要がある場合は、別途本省防災課と個別に協議するものとする。
- ・被災箇所の安全管理は維持管理の範疇であるため、適切に対応すること。
- ・用地買収や借地が必要な箇所は、後査定までに地権者と協力に関する承諾書等を書面にて取り交わしておくこと。
- ・朱入れにおける実地・机上の別と緊急順位については、前査定で付せんに付した内容によるものとする。

(2) 実施方法

- ・リモートによる査定を原則とする。
※詳細な方法については「机上査定の効率的な実施について（令和4年4月28日付事務連絡）」を参照。
※事前に三者で Web 会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を確認し、リモートでの資料の共有の仕方、説明内容を習熟しておくことが望ましい（後査定の進め方・流れ参照）。
※査定日程は資料の修正等が発生した場合に備え、適宜予備日を含めるなど余裕を持った計画とする。
※橋梁や高架構造物、トンネル等設計図書が煩雑な工法による箇所については三者で確認のうえ、実地又は机上での査定を可とする。
※具体的な実施方法については、リモート査定導入の趣旨や件数等を踏まえ申請者及び査定官、立会官で協議し決めること。
- ・積算方法は、査定後速やかに工事発注を行うことを鑑み、積み上げによるものとし、総合単価を使用しないものとする。

(3) 査定に必要な資料

- ・従来の査定申請に必要な資料一式と同様とする。

目論見書、設計書、箇所図、気象資料、原因状況資料、災害総括表、平面図、横断図、縦断図、構造図、その他の図面、写真、河川特性整理表（A表、B表）、被災前状況資料、施設台帳、地権者同意書、二重採択防止協議書、リモート査定確認資料 など

※リモート査定に備え、資料は電子媒体で準備しておくこと。その際、画面で判読可能な状態を予め確認しておくこと。

(4) 後査定の進め方

以下に「後査定の進め方・流れ」及び「リモート査定確認資料」、「後査定における事前確認事項」を示します。

後査定の進め方・流れ

Ver2.0

1 事前準備等

- ・後査定に向けて資料を作成する際は、査定官から前査定時に示された「留意事項」や「後査定における事前確認事項」を参照の上、作業を進めること。
- ・後査定では、申請書の確認作業において特に指示等が無い場合は、引き続き朱入れ作業を行うため、申請設計書は事前に検算まで済ませておくこと。
- ・行程計画については、1箇所の新規作業時間を20分とすること。

2 申請書読み上げ

- ・申請者は、設計書かがみにより、下記項目を読み上げる。
工事番号、工種、河川・路線名、施工位置、採択要綱、積算方法、工事概要
申請金額(国庫負担対象額、工雑、測設、用地補償費、応急仮工事などの内訳も読み上げる)

3 内容の説明

- ① 申請者は、被災箇所全体等の写真・動画を画面共有し、被災概要を簡単に説明する。
※ただし、被災概要は前査定で見ているので、多くの時間を割かないこと。
- ② 申請者は、被災メカニズム及び復旧工法の考え方を説明する。あわせて、前査定での付せん記載内容、指摘事項・設計にあたっての留意点の反映状況を説明する。
- ③ 申請者は、設計書・図面を適宜提示し、主たる工種の数量根拠、設計根拠を説明する。
工法の比較検討を行った場合はその内容、廃棄物処分場の選定根拠等も説明する。
※「測量及び試験費」の積算根拠も用意しておくこと。(一覧表のみは不可)
- ④ 申請者は、査定官、立会官からの質問に対して、必要資料を提示しながら応答を行う。

4 朱入れ等

質疑を終え、三者合意にいたれば、査定官は「リモート査定確認資料」を画面共有し、必要事項の記入を行う。記入状況は、画面共有により三者で確認することとする。

※査定1件ごとの PDF データの共有は行わない。

【修正が無い場合】

査定官は「リモート査定確認資料」の「⑧指摘事項欄(付箋記載内容)」に「特になし」と記入する。
朱入れは「リモート査定確認資料」の「⑨決定金額 等」欄に決定額を記入する。この際、記入するのは通常の査定における朱入れと同様に、決定額のみとする。

【積算誤りがある場合】

査定官は「リモート査定確認資料」の「⑧指摘事項欄(付箋記載内容)」に「検算」と記入し、申請者は修正作業を実施する。
申請者は修正した設計書及び「リモート査定確認資料」を査定官、立会官にメール送付する。
申請者は修正設計書をもとに査定官、立会官に再度説明を行い、問題がなければ朱入れを行う

【図面に修正がある場合】

通常の査定と同様、査定官は「リモート査定確認資料」の「⑧指摘事項」欄に意見を記入する。
申請者は修正した設計書及び「リモート査定確認資料」を査定官、立会官にメール送付する。

後査定における事前確認事項

Ver2.0

- 前査定の付せんは、原本が添付されているか
- 起終点は前査定で決定された位置から変更は無い(起終点の変更は、不可視部分の調査が完了し、被災が確認された場合のみ申請可能。調査未実施の不可視部分は、査定決定後の設計変更協議による処理となる)
- 積算は積み上げのみとなっているか
- 工法の比較表は整理されているか
- 法面保護工等指針のフローにより工法選定しているものは、説明資料が整理されているか
- 仮締切・水替・工事用道路等仮設工は適切に計上されているか
- 交通誘導警備員、列車見張員は適切に計上されているか
- 小口止工、すり付け工、取付工、雑工は適切に計上されているか
- 処分地が決まっている場合、経路や距離が比較された資料が添付されているか
- 用地買収、借地について、地権者から承諾を得ていることが確認出来る書面資料は整理されているか。支障となる樹木等の取扱いについて、関係者と協議しているか、そのわかる資料も整理。
- 必要な委託費(測量、設計、用地など)に計上漏れはないか。(積算根拠のわかる資料も)
- 根固め工は、敷設幅、必要重量が適切に計算されているか
- 舗装工やU字溝は、構成や寸法が確認出来る台帳または現地の写真を用意しておくこと。また、その構成、寸法が積算内容と一致していること。
- 被災範囲(幅、奥行き)が確認出来る資料(写真)があるか
- 複数工区ある場合に、工区間の距離が確認出来る資料(台帳など)が整理されているか
- 同一工区による規格違い(例えば、吹付法砕工の寸法「150×150」「200×200」など)の比較資料があるか。(構造の必要性、経済性の観点から)
- 仮排水路工の流量計算について、複数の管径における流下能力や費用を含めた比較資料があるか
- 直高5m以上の大型ブロック積擁壁を採用する場合、地盤支持力の照査等積み上げとなる技術管理費を適切に計上しているか
- 下水道仮排水施設工事における平常時の排水量、仮処理施設における平常の処理に要する費用は除かれているか

第十三. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証

(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)

第十三 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

- (一) 第五に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- (二) 第五の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- (三) 第六の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が四億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね六割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- (四) 第七の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。
- (五) 第十一の規定による早期確認型査定を行った箇所については、前査定及び後査定の状況及び査定実施に係る改善事項等を調査する。

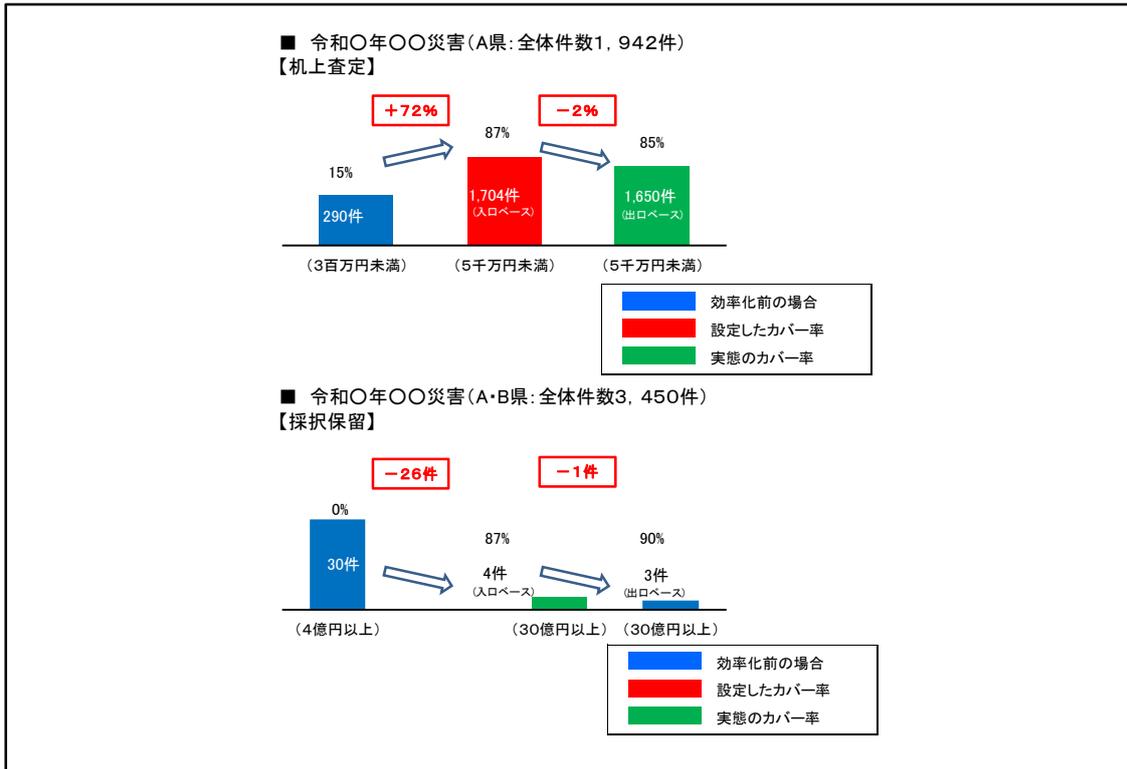
1) 追跡調査は、主に国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。

2) 第十三(一) 事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省及び財務省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。
詳細については、平成30年5月23日事務連絡「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について(通知)」を確認ください。

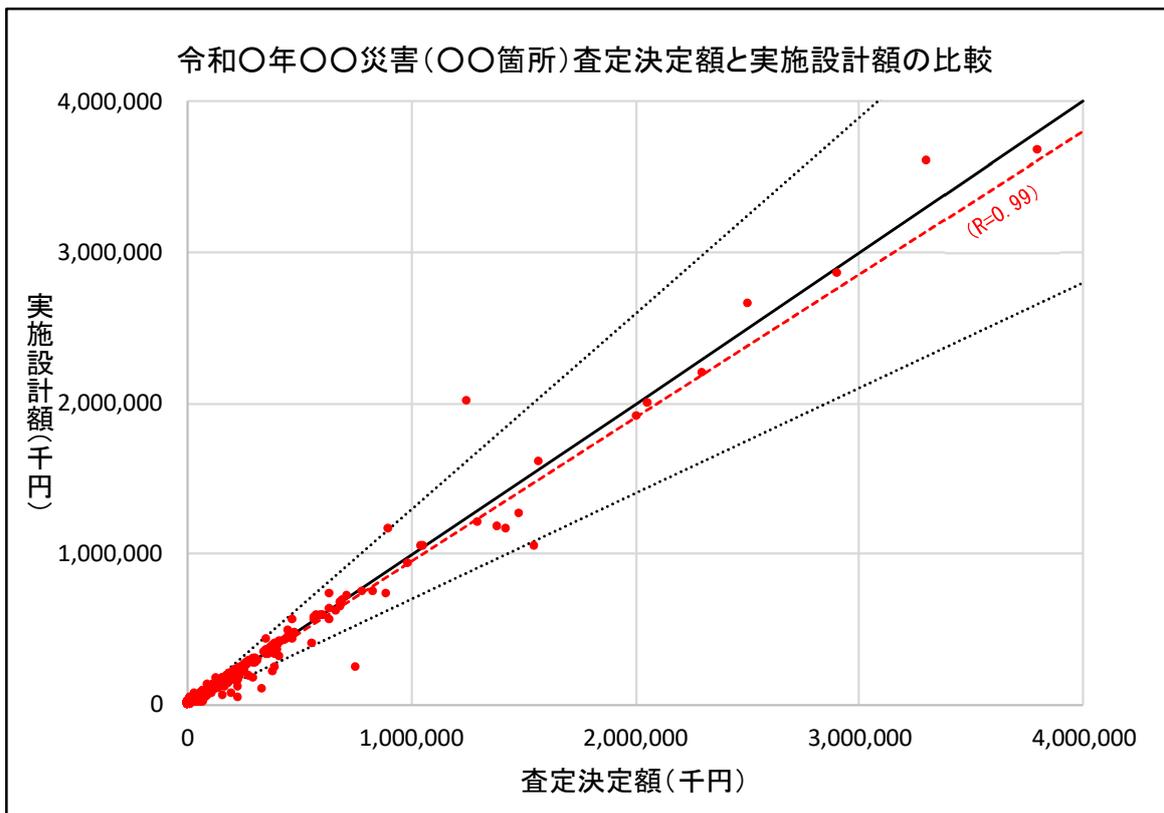
3) 第十三(二) 事業実施段階又は事業完了後に、机上査定上限額のカバー率のチェックを実施します。
机上査定上限額について設定したカバー率(入口ベース)と実態のカバー率(出口ベース)を比較検証します。

4) 第十三(三) 事業実施段階又は事業完了後に、採択保留金額のカバー率のチェックを実施します。
採択保留金額について設定したカバー率(入口ベース)と実態のカバー率(出口ベース)を比較検証します。

5) 第十三 (二) および第十三 (三) のイメージは下図のとおり。



6) 第十三 (四) 事業実施段階又は事業完了後にマクロチェックを実施します。査定設計額と実施設計額 (当初) との傾向から効率化の有無による妥当性を検証します。査定設計額と実施設計額 (当初) の比較検証のイメージは下図のとおりです。



7) 第十三(五) 後査定終了後及び事業実施段階に前査定及び後査定に要した時間及び事業着手までの日数のチェックを実施します。
早期確認型査定については実施自治体の状況等から改善事項の検証を実施します。

第十四. 適用時期

(適用時期)

第十四 この査定方針は、令和六年四月一日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。